

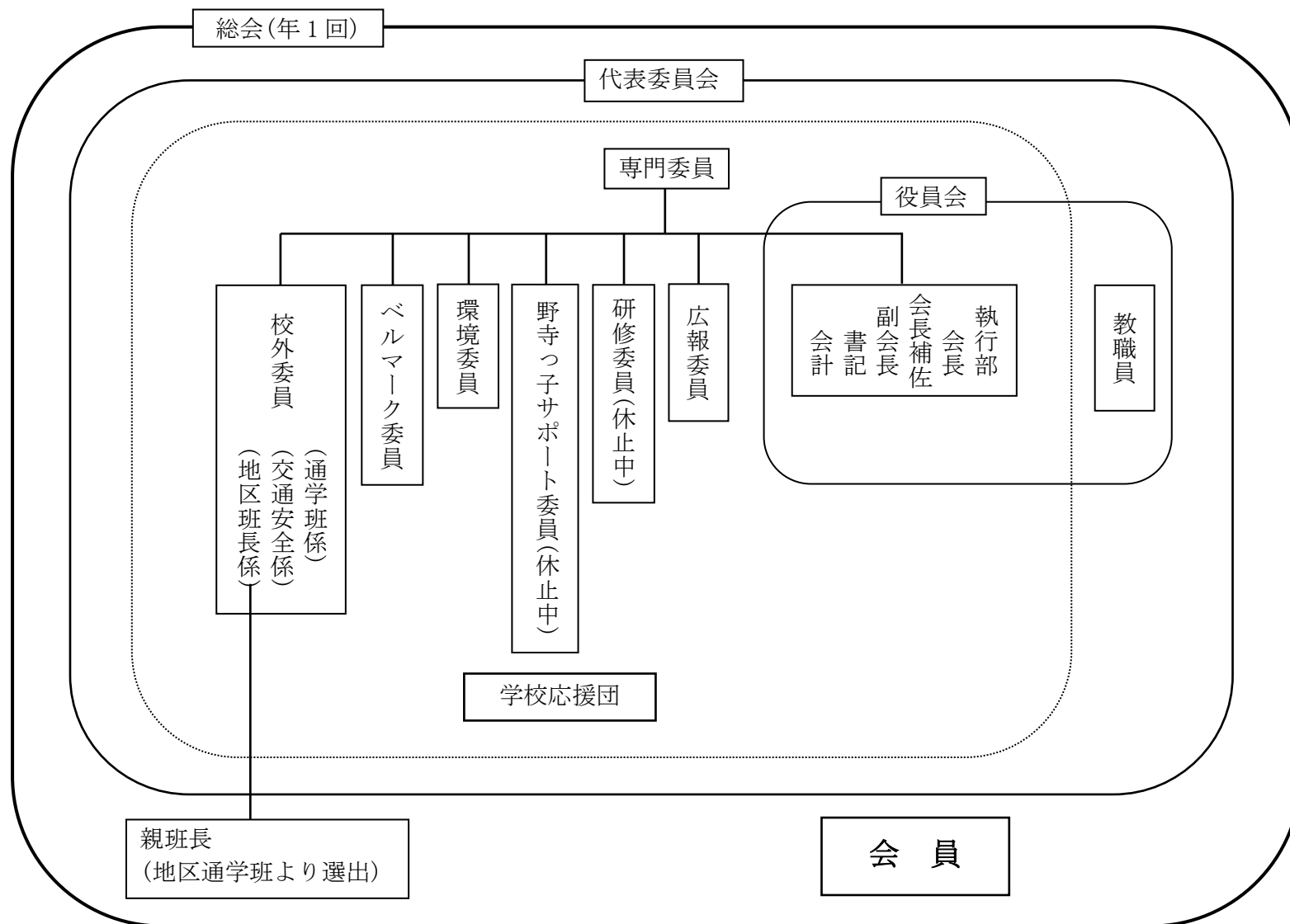
令和 5 年度
(2023 年度)

会 則

新座市立野寺小学校 P T A

この会則は次年度定期総会まで保管してください

野寺小学校 PTA 組織図



新座市野寺小学校「PTA」会則

【名 称】

第1条 この会は、新座市立野寺小学校「PTA」とし、事務局を埼玉県新座市野寺五丁目 1 番 24 号、前記学校内に置く。

【目 的】

第2条 子どもの幸せのために、保護者と教職員が協力して話し合い、学び合い、活動していくことを目的とする。

【方 針】

第3条

- (1) この会は、学校及び地域を主体とし、活動母体を学級に置く。
- (2) 会員は平等の権利と義務を持ち、各々の立場を尊重し、力を出し合って、会を民主的に運営する。
- (3) 学校運営・人事には干渉しない。
- (4) 特定の政党や宗教、その他あらゆるものの干渉は受けない。

【会 員】

第4条 この会の会員は、野寺小学校児童の保護者と教職員とする。

【会 計】

第5条

- (1) 会費は一家庭年額 1,200 円とし、これを一般会計とする。会費以外の収入は特別会計とする。(ただしその年度の活動状況、予算に応じて 1,000 円まで減額できるものとする。)
- (2) 会計年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日とする。
- (3) 児童の入学（転入学）時、会員となり、卒業（転学）時、退会とする。
- (4) 会費は一括集金とする。
- (5) 10 月末までの退会についてはその年度の会費の半額を返金する。
- (6) 11 月以降に入会した場合の会費はその年度の会費の半額とし、退会については返金しない。

【執行部（役員）】

第6条 この会には次の計 8 名の役員を置き、以下の仕事を行う。

- イ. 会 長（1～2 名）：会を代表して、総会その他の集会を召集し、会全体の連絡調整をはかる。
- ロ. 副会長（2～3 名）：会長を助け、事故のある時は代行する。
- ハ. 書 記（2～3 名）：代表委員会の議事を記録し、会報を発行する。必要に応じて事務処理を行う。
- ニ. 会 計（ 2 名 ）：会計は予算に基づいて一切の会計事務にあたり、総会で決算報告をする。
- ホ. 会長の活動内容によって、会長を 2 名おくことも可能とする。その際、副会長、書記の人数も変動する。

【専 門 委 員 会】

第7条 この会には次の専門委員会を置き、以下の仕事を行う。

(1) 広報委員会

- イ. 広報委員会は、広報担当の専門委員及び教職員委員によって構成される。
- ロ. 広報委員会は、PTA としての広報活動を受け持ち、広報紙を編集、発行する。
- ハ. 発行は、新座市野寺小学校 PTA とする。
- ニ. 代表委員会に出席する。

(2) 環境委員会

- イ. 環境委員会は、あいさつ運動及び校内の花壇などの手入れの活動に取り組む。
- ロ. 代表委員会に出席する。

(3) ベルマーク委員会

- イ. ベルマーク委員会は、ベルマークの収集活動の促進、普及活動に取り組む。
- ロ. 代表委員会に出席する。

(4) 校外委員会

- イ. 校外委員会は、校外地区担当の専門委員及び教職員委員によって構成される。
- ロ. 校外委員会は、交通安全に関する活動に取り組む。
- ハ. 校外委員会は、子どもの健全な育成に必要な地域の活動に取り組む。
- ニ. 代表委員会に出席する。

(5) 研修委員会（休止中）

- イ. 研修委員会は、研修担当の専門委員及び教職員委員によって構成される。
- ロ. 研修委員会は、子どもの幸せのための学習、文化活動を企画運営する。
- ハ. 代表委員会に出席する。

(6) 野寺っ子サポート委員会（休止中）

- イ. 野寺っ子サポート委員会は、サポート担当の専門委員及び教職員によって構成される。
- ロ. 野寺っ子サポート委員会は、学校行事及び学習活動の支援をする。
- ハ. 代表委員会に出席する。

【教 職 員 委 員】

第8条

- (1) 教職員委員は、校長・教頭及び任命された教職員とする。
- (2) 教職員代表として、校長及び教頭が役員会に出席する。

【選 出 方 法】

第9条 委員は次の方法で選出する。

- (1) 立候補により専門委員を選出する。
- (2) 留任者においては、その都度検討し、代表委員会にて決議できることとする。

【任期】

第10条

- (1) 役員・委員等の任期は1年とし、定期総会から次年度の定期総会までとする。但し再任を妨げない。
- (2) 役員・委員等に欠員が生じたときは、補充を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

【会議】

第11条

- (1) 総会
 - イ. 総会は、定期総会・臨時総会をまとめて称する。
 - ロ. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。定期総会は、年1回開催する。
 - ハ. 委任状を含めた会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決される。
 - ニ. 会の予算・決算、年間活動の計画その他の重要な事項については、すべて総会に諮って決める。
 - ホ. 執行に伴う採決は、出席者の過半数とするが、あくまでもくり返し十分な話し合いを原則とする。
- (2) 代表委員会
 - イ. 代表委員会は、広報委員、環境委員、ベルマーク委員、校外委員、研修委員(休止中)、野寺っこサポート委員(休止中)、執行部、教職員委員2名をもって構成され、会員は誰でも自由に傍聴できる。
 - ロ. 会議は、原則として毎月1回開催する。但し、役員会で議事がないと判断された月は開催しない。
 - ハ. 代表委員会は、総会の決定に基づく最高執行機関で、活動計画、予算案などを立案し、活動を推進するための活動をする。
 - ニ. 年度途中で必要が生じた場合は、代表委員会で補正予算案を組むことができる。
- (3) 役員会
 - イ. 役員会は、会長、副会長、書記、会計、教職員代表をもって構成され、代表委員会の運営を円滑にするための連絡、調整を行なう。
 - ロ. 役員会は、必要に応じて専門委員を加えることができる。
- (4) 臨時小委員会
 - イ. 専門委員会以外には必要がある時は、臨時に小委員会を設けることができる。
 - ロ. この会の委員は、代表委員会で決めることができる。

【会計監査】

第12条

- (1) 会計監査2名は、年2回会計を監査し、総会に報告する。
- (2) 会計監査は代表委員会で選び、総会の承認を求める。但し、他の役員、委員を兼ねることはできない。
- (3) 任期は1年とする。但し、1年に限り再任することができる。

【附 則】

第13条

- (1) 会則の改正 この会則の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 死亡弔慰金 保護者、教職員、児童を対象とし、弔慰金は10,000円とする。それに順ずる方については5,000円とする。但し、返礼は不要とする。
- (3) 災害時等、特別な事情がある時は、役員会にて協議する。
- (4) この会則は昭和58年7月16日より実施します。
- (5) この会則は昭和62年5月30日より一部改正。
- (6) この会則は昭和63年5月28日より一部改正。
- (7) この会則は平成5年5月22日より一部改正。
- (8) この会則は平成5年5月22日より一部改正。
- (9) この会則は平成8年5月24日より一部改正。
- (10) この会則は平成12年5月12日より一部改正。
- (11) この会則は平成17年5月20日より一部改正。
- (12) この会則は平成22年4月27日より一部改正。
- (13) この会則は平成23年4月27日より一部改正。
- (14) この会則は平成24年4月25日より一部改正。
- (15) この会則は平成25年4月23日より一部改正。
- (16) この会則は平成25年11月11日より一部改正。
- (17) この会則は平成26年4月24日より一部改正。
- (18) この会則は平成26年11月6日より一部改正。
- (19) この会則は平成27年4月23日より一部改正。
- (20) この会則は平成31年4月20日より一部改正。
- (21) この会則は令和2年4月25日より一部改正。
- (22) この会則は令和4年4月25日より一部改正。
- (23) この会則は令和5年5月12日より一部改正。